

(参考資料)

**社団法人山形県スポーツ振興 21 世紀協会
「法人運営検討委員会」 報告書**

1 はじめに

本委員会は、社団法人山形県スポーツ振興 21 世紀協会（以下、「21 協会」という。）の理事会（平成 24 年 4 月 13 日 臨時理事会）での設立合意の上に、21 協会理事長（高橋 節）の委嘱を受け、21 協会の今後の法人運営について、これまで 3 回の意見交換などを重ねてまいりました。

この度、その内容を報告いたします。

➤ **委員会メンバー**

➤ **委員会開催実績**（座長：21 協会 専務理事 佐藤和志）

- 第 1 回 平成 24 年 4 月 27 日（金） 山形県総合運動公園 会議室
- 第 2 回 平成 24 年 5 月 25 日（金） （同上）
- 第 3 回 平成 24 年 7 月 13 日（金） 県庁 会議室

2 21 協会 理事会等での経過

- (1) 現在、21 協会の法人形態は、平成 20 年 12 月の新公益法人制度施行により、特例民法法人の状態。
- (2) 平成 25 年 11 月末までに新制度への移行申請を行わなかった場合、解散措置がとられるため、移行申請などの新法人格の取得が必須。

- (3) 平成 23 年 1 月、21 協会理事会は、公益社団法人への移行手続きを 23 年度中に行い、24 年度から新法人体制とすることを議決。(同理事会 第 7 号議案議決。)
- (4) しかし、同じく公益社団法人に移行する Jリーグ機構(社団法人日本プロサッカーリーグ)の進捗を見守るとして移行手続きを延期。(平成 24 年 4 月に移行済み。)
- (5) 平成 24 年 1 月、21 協会理事会は、移行を延期し、24 年度中とすることで合意。

3 本委員会設立の背景

本委員会は、21 協会の今後の法人運営について、次のとおり意見を求められた。

- (1) 新法人格の取得にあたり、現状での公益社団法人への移行のみで、今後、J1 に定着できるだけのチーム戦力と経営基盤の確立を見込めるか。(新たな法人形態への移行、法人格の取得などの意見を含む。)
- (2) Jリーグに 2013 年度からクラブライセンス制度が導入され、3 期連続での単年度赤字や、2014 年度決算までに債務超過を解消しない場合には Jリーグに参画できないとされたことに対する健全経営への手法。

<参照／クラブライセンス制度(財務基準)>

2014 年決算が 2015 年に審査され、2016 年のライセンス交付となる。次のいずれかに該当する場合は 2016 年のライセンスは交付されない。

- ・ 2012～2014 年の 3 期連続赤字(純損失)
- ・ 2014 年決算の債務超過

4 本委員会の意見集約

- (1) 結論
 - ① 当面は、平成 25 年 2 月から公益社団法人として運営するべく移行手続きを進める。
 - ② 今後、J1 に昇格し、更に J1 に定着していくためには経営基盤の拡充が不可欠。この場合、公益社団法人のままでは、大きな増収は困難であり、また、特定企業への利益提供などに法的制約があることから、大口協賛企業の取り込みには限界がある。このため、将来的には、法人の一部を営利法人化(株式会社化)し、そこに大口協賛企業を取り込んで経営基盤の拡充を図ることを提案する。
 - ③ 法人の一部を営利法人化するにあたっては、これまで多くの県民や県内企業に支えられ、「県民チーム」として運営してきたことに十分に配慮し、今後も「県民チーム」を運営の理念として堅持することを基本に検討にあたるべきである。

<参照／公益法人の制約>

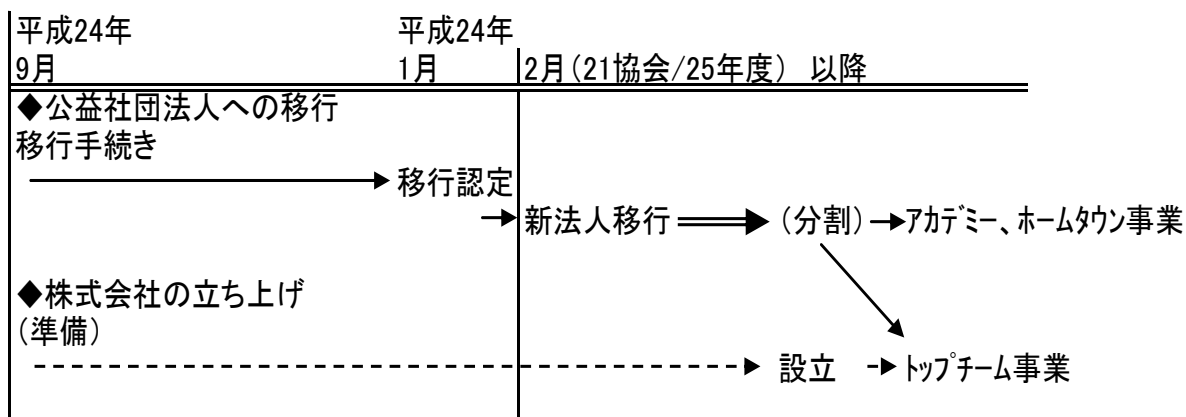
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 4 号

⇒ 株式会社等に対する特別の利益供与禁止

<参照/J1クラブ財務状況>

2011年 J1クラブ決算 営業費用平均 29億円 (同下位9クラブ平均 20億円)
 ⇒ 21協会(モンテディオ山形) 13億円

21協会 新法人格の取得 スケジュール(提案)



(2) 経過等

- ① 21協会は、Jリーグ加盟40クラブ中、唯一の非営利法人であるが、経営基盤確立のため、他のクラブ同様に営利法人化(株式会社化)することも大きな選択肢のひとつである。
- ② その際、大口協賛企業の獲得などが必要となるが、その資金などを元に立ち上げる新法人の所有権と経営権の所在が課題となる。
- ③ 現21協会組織が双方を有するためには、自らの業務力や大口協賛企業の意向などを問うことになるが、同企業が、将来的に投資相応の利益を得るため、自ら経営権を有すること(取締役への選任)やホームスタジアムの指定管理権の所有を申し出ることなども想定される。
- ④ 21協会は、県民チームの理念を継続するため、営利法人化(株式会社化)した場合でも、現組織などが同法人の運営に大きく関与していくことが必要である。
- ⑤ そのため、営利法人化(株式会社化)する場合は、21協会を次のとおり分離し、現21協会組織は主にbの運営をもってaへの運営に関与していくことを提案する。
 - a トップチームを営利法人化(株式会社化)
 - b 前記以外(アカデミーなど)を非営利法人化(目標は公益社団法人化)、
- ⑥ まずは、現法人を公益社団法人に移行させ、早々に法人分離のための営利法人(株式会社)の立ち上げを進めてほしい。
- ⑦ ただし、現法人の公益社団法人移行についても、現状債務超過の解消(平成23年度決算 債務超過額5千百万円)やJリーグ来季(2013年)をJ1で戦うこととなった場合の事業予算など、実現性のある適切な対処が必要であろう。

以上